

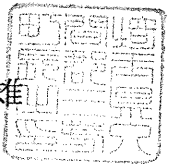


三芳町告示第210号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき地域計画（案）作成し、同法第19条第7項に基づき下記の通り公告、縦覧に供する。

令和8年5月14日

三芳町長 林 伊 佐 雄



記

1 地域計画（案）を更新した地域名
（1）上富中組

2 縦覧場所
三芳町役場 観光産業課
三芳町大字藤久保1100番地1

3 縦覧期間
自 令和8年5月14日
至 令和8年5月28日

4 意見書の申し立て
利害関係人は当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画（案）について、三芳町役場観光産業課に、意見書を提出することができる。